

火災予防ワンポイントアドバイス

この時期特に注意 ちょっととした不注意が火事の元

冬場は空気が乾燥し、火災が起
こりやすい気象状況となります。

火の取り扱いには十分注意し、
次の点に気を付けましょう。



- ①外出前、就寝前には必ず火の元を確かめましょう。
- ②寝たまゝではやめましょう。
- ③ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ④ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ⑤万一の発火に備え、消火器や消防グッズなどを用意しましょう。
- ⑥お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

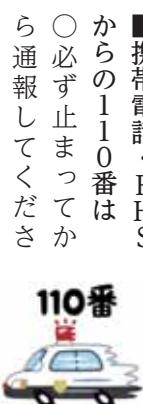
問危機管理課危機管理係 ☎ 286-3210

地域安全ニュース

1月10日は110番の日

緊急時頼れる

あなたの110番



いつから数える?

クーリング・オフが可能な期間は取引形態によって異なり、訪問販売や電話勧誘販売では8日間です。

契約した日ではなく、契約書を受け取った日を1日目とします。特定の消耗品であっても事業者が勧められて使用した場合や契約書にクーリング・オフができるない旨の記載がない場合には、クーリング・オフができます。

消費者のための契約入門

クーリング・オフとは

消費者を守る制度

クーリング・オフには「頭を冷やす」という意味があります。

消費者がいつたん申し込みや契約をした場合でも、冷静に考え方

す時間を与え、一定期間内であれ

ば無条件で契約を解除できる特別

制度です。

訪問販売などの不意打ち的な販売方法やしくみが複雑で、契約内容を理解するのが難しい取引などに、この制度が設けられています。

特定の消耗品であっても事業者

から勧められて使用した場合や契

約書にクーリング・オフができない旨の記載がない場合には、クーリング・オフができます。

通知の方法と効果

クーリング・オフの通知は書面で行います。解除の理由を書く必要はありません。

クーリング・オフ期間内に事業者に届かなくても、期間内に発信

すれば問題ありません。

契約した日ではなく、契約書を受け取った日を1日目とします。事業者が契約書面を交付していないときや書面が法律で定められた記載事項(クーリング・オフの説明など)を満たしていないときには、起算日は開始しないので、いつまでもクーリング・オフ行使できません。

消費者は一切の負担なく契約を解除できます。支払ったお金は返され、手元にある商品を返送する場合、送料は事業者が負担します。

ると考えられます。

クーリング・オフができる契約なのに、事業者が「クーリング・オフはできない」と嘘の説明をした

などの妨害があったときには、事業者が改めてクーリング・オフができる旨を記した書面を交付して

から、起算日が始まります。

なお、購入した商品をすぐに使

用していくても、特定の消耗品を除

き、クーリング・オフは可能です。

特定の消耗品であっても事業者

から勧められて使用した場合や契

約書にクーリング・オフができない旨の記載がない場合には、クーリング・オフができます。

■携帯電話・PHS
からの110番は
○必ず止まつてから通報してください。
○通報場所を正確に伝えてください。
○通話終了後は、しばらく電源を切らないでください。

■110番は、「緊急通報専用電話」です。
何があつたのか(事件か、事故か)
／＼つ／どこで／犯人の人相・着衣・逃走方向・車／被害の状況、
被害品／あなたの住所・氏名・電話番号などを落ち着いて係員にお話ください。